

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第71条	原状に復しないで返還すること についての承認	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

本人等が災害による被害、疾病等を起因とする生活困窮により市長の指定する期間内に市場施設を原状に復する費用を拠出できないと認められる場合又は施設が著しく老朽化しており、施設全体の状況から原状に復する必要があると認められる場合は、承認する。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。